

神奈川県県税条例施行規則の一部改正の概要

令和6年7月

税制企画課

1 改正の内容

神奈川県県税条例の附則（以下「条例附則」という。）が項建てから条建てに改正されることに伴い、条例附則の引用規定を改めた。（附則第9項、第10項、第12項、第13項、第15項、第28項及び第29項関係）

2 施行期日

公布の日